

公益社団法人木更津法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下、「本会」という）の定款第11条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費（月額会費×12ヶ月）は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は資本金額により次のとおりとする。

資本金	300万円以下	年額会費	8,400円
資本金	300万円超	500万円未満	9,600円
資本金	500万円以上	1,000万円未満	10,800円
資本金	1,000万円		13,200円
資本金	1,000万円超	2,000万円未満	14,400円
資本金	2,000万円以上	3,000万円未満	16,800円
資本金	3,000万円以上		22,800円
郵便局株式会社			12,000円
宗教法人 学校法人 公益法人等			6,000円
代表者が同一の複数加入の法人			1,200円

(2) 準会員

複数の支店・事業所を有する法人 12,000円

(3) 賛助会員

12,000円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第4条 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したときは、理事会の所定の手続きにより退会させることができる。

(会費の納入方法)

第5条 毎年度4月1日現在、当会の会員に所属している場合には、会員はその事業年度分の会費を、本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年、6月に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年、6月に会員宛に送付する振込み依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(3) その他

直接事務局に持参するなど、会費請求期限までに納付する。

(中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、原則的に入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

(改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規定は、本会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、第44条の公益認定を受け移行の登記をした日から適用する。(平成25年4月1日)
2. 代表者が同一の複数の法人の場合、資本金の大きな法人を主たる正会員とし、その他の法人を従たる正会員とし、会費を規程する。